



# APO-社労士通信

## 秋の法改正(社会保険・労働法など)

### 厚生年金保険料率が変わりました 17.474%⇒17.828%

厚生年金保険料率は、将来の保険料水準を固定した上で給付水準を調整する仕組みが導入され、H29年9月に18.3%で固定されるまで毎年9月に段階的に引き上げられます。H27年9月分(10月納付分)からH28年8月分までの保険料率は17.828%に改定されました。

### ストレスチェック制度が導入されます(平成27年12月1日施行)

労働安全衛生法が改正され、労働者のメンタルヘルス不調を未然に防止することを主目的とし、従業員が常時50人以上の事業所は、年1回ストレスチェックを実施することが義務となります。(50名未満は当分の間努力義務)対象となる事業所は、平成28年11月30日までの間にストレスチェックを実施する必要があります。実施にあたり衛生委員会で審議する事項も多数ありますので、早めの対応が必要です。詳しくは本誌第90号をご参照ください。

### 雇用保険でのマイナンバーの適用が開始されます(平成28年1月1日施行)

マイナンバー制度が導入されるにあたり、社会保険に先んじて雇用保険において適用が平成28年1月より開始されます。これにあたり、資格取得届・資格喪失届等の様式が変更となり、各届書にマイナンバーを記載して提出することとなります。社会保険における資格取得届・喪失届へのマイナンバー記載については、直近での適用はなく、平成29年からの開始が予定されています。詳しくは、本誌第89号をご参照ください。

### 雇用保険の基本手当日額等が変更になりました(平成27年8月1日施行)

平成26年度の平均定期給与額が前年比で約0.07%上昇したことに伴い、雇用保険の基本手当日額等が変更になります。基本手当日額の下限額は1,840円に変更ありませんが、上限額はすべての年齢において5円引き上げられました(6,395~7,810円)。また、高年齢雇用継続給付・育児休業給付の算定に係る支給上限額は、高年齢が341,015円(+254円)に、育児休業の開始から180日目までが285,621円(+201円)にそれぞれ引上げられました。

### 改正「労働者派遣法」が施行されました(平成27年9月30日施行)

許可制の一般労働者派遣事業と届出制の特定労働者派遣事業の区分が廃止され、許可制に一本化されます。(経過措置有)また、これまではソフトウェア開発等の「専門26業務」では期間制限がなく、その他の業務では最長3年の期間制限がありましたが、これは廃止となります。代わりとして、派遣先事業所単位の期間制限(同一の派遣先での派遣労働者受け入れは原則3年を上限とし、それを超えて受け入れるには労働者の過半数代表者等の意見聴取が必要)及び、派遣労働者個人単位の期間制限(派遣先での同一の組織単位(課)での受け入れは原則3年を上限)が導入されます。なお、平成24年の改正事項ですが、違法派遣を受け入れた場合、その時点で派遣先が派遣労働者に労働契約の申し込みをしたものとみなされる「労働契約申込みみなし制度」が10月1日に施行されました。

### 最低賃金額の改定(各都道府県にて平成27年10月以降で順次発効予定)

平成27年7月に開催された中央最低賃金審議会(厚生労働大臣の諮問機関)で「平成27年度地域別最低賃金改定の目安」が答申されました。各地方の最低賃金審議会がこれを参考として調査・審議を行った上で、各都道府県労働局長により平成27年度の地域別最低賃金の改定額が決定されました。東京における最低賃金額は、888円⇒907円となり19円引き上げとなります。(平成27年10月1日発効)



## 知っておきたいミニ知識

### 第91回 外国人雇用状況の報告

外国人の雇入れ時及び離職時には、事業主が下記の事項をハローワークへ届け出ることが必要です。

○氏名 ○在留資格 ○在留期間 ○生年月日 ○性別 ○国籍 ○資格外活動の有無(有なら、その許可内容)

これらの事項は、本人が所持している在留カード・パスポート等を事業主が確認して届け出ます。資格外活動の許可内容等が在留カードに記載されていない場合は、パスポートへの資格外活動許可証印・資格外活動許可証・就労資格証明書等で確認します。

届出の対象となるのは、日本国籍を有しておらず、在留資格が「外交」「公用」以外の方です。また、「特別永住者」の方は届出の対象にはなりません。

その外国人が雇用保険に加入すべき労働者である場合は、通常の取得・喪失届における届出事項以外に、国籍・在留資格・在留期限等を届書の備考欄に記載し、雇入れ時は雇入れ日の翌月10日・離職時は離職日の翌日より10日以内(それぞれ取得届・喪失届の提出期限と同じ)にハローワークへ提出します。

一方、雇用保険の対象とならない外国人の場合は、雇入れ時・退職時ともに外国人雇用状況届出書で届け出ます。この用紙は厚生労働省のホームページよりダウンロードすることができます。この用紙に、上記の届出事項と雇入れ日・離職日を記載し事業主印を押印の上ハローワークへ提出します。提出期限は雇入れ・離職の場合もその翌月末日までになります。

お問い合わせは担当スタッフまたは下記までご連絡ください。

APO-社会保険労務士法人 三浦俊彦 / 本田和子 / 吉本多津子 / 沢田麻樹子 sic.info@apol.jp  
〒162-0824 東京都新宿区揚場町1-18 飯田橋ビル7F 電話 03(5228)1820 FAX 03(5228)1840

ホームページもご覧ください。  
<http://www.apoutsourcing.jp/>